

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太
(産業経済部産業政策課)

**群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく
警戒レベル及び要請について（依頼）**

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和4年6月9日（木）に開催しました、第86回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行うことを決定しました。

つきましては、6月11日（土）以降、県民及び事業者の皆様に対し、同ガイドラインに基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

なお、要請期間については、これまで2週間を単位としてきましたが、警戒レベルが1であり、かつ感染状況が落ち着いた状況の場合に限り、要請の終期を定めず「当面の間」にすることといたします。

—主な要請内容— ※前回から大きな変更点はありません。

- (1) ガイドライン警戒レベル
警戒レベル「1」：35市町村
- (2) 県民の皆様への要請
 - ・外出の際は「新しい生活様式」等を実践
 - ・イベントの開催にあたってはイベント開催等における必要な感染防止策の徹底と業種別ガイドラインの遵守
- (3) 事業者の皆様への要請
 - ・業種別ガイドラインの遵守
 - ・テレワークやローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議の開催など、人との接触を減らすための取組を実践

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（6月11日（土）以降）』を御確認ください。

【問い合わせ先】

(社会経済活動再開に向けたガイドラインに伴う要請内容及び
新型インフルエンザ等対策特別措置法に関すること)

担 当：危機管理課感染症対策調整係
T E L：027-226-2420

(その他)

担 当：産業政策課感染症対策産業経済支援室 事業者支援係
T E L：027-226-3326